

議案第 33号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立倉吉未来中心） について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 17 年 12 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立倉吉未来中心
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市尚徳町 101 番地 5
財団法人鳥取県文化振興財団
理事長 新 倉 健
- 3 指 定 の 期 間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 理 由 倉吉未来中心の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、財団法人鳥取県文化振興財団を指定管理者として指定しようとするものである。